

令和6年度 障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

このため、法律^(注)では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部では、**民間企業等で**障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため、以下のとおり、「**令和6年度 障害者職業生活相談員資格認定講習**」を実施します。

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

講習日時及び会場

1 講座10時間（合計600分）の講習を3日間に分けて実施します。

	形式	日付	時間	会場
1日目	オンライン	11月5日(火)	12時30分～17時(195分)	所属事業所等
2日目	オンライン	11月6日(水)	12時30分～17時(195分)	所属事業所等
3日目	オンライン	11月7日(木)	10時30分～16時(210分)	所属事業所等
任意受講	集合(意見交換会)	11月19日(火)	14時00分～17時(120分)	ポリテクセンター愛媛

※ オンライン形式の講習について、インターネット環境が整っていない方は、当支部（ポリテクセンター愛媛）で受講することも可能です。事前にご相談ください。

※ 3日間のオンライン講習を修了した方には、資格要件となる「修了証書」を交付します。公共職業安定所へ選任の届出をする際に、必要となる場合があります。

※ 任意受講科目の受講は資格取得の要件ではありません。希望者を対象に「**障害者雇用に関する意見交換会**」を実施いたします。

受講対象者

- ① 障害者を5人以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方
- ② 雇用している障害者が5人に満たない場合もお申し込み可能ですが、定員を超える場合は、①の方を優先いたします。ご了承ください。

※ 就労支援に携わる方のスキルアップのための受講は対象者に該当しません。

※ **国や地方公共団体等の公務部門**を対象とした「**公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習**」は、厚生労働省で実施しています。公務部門に勤務する職員の方は受講いただけませんのでご注意ください。

受講費用

受講料は無料です。受講者には関係資料を無償で提供します。

申込方法

受講申込書に必要な事項をご記入の上、メール又は郵送にてお申し込みください。
受講申込書はホームページからダウンロードできます。（令和6年5月下旬公開予定）



申込締切 令和6年7月31日(水)

<申込先>

〒791-8044 松山市西垣生町2184

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部 高齢・障害者業務課

TEL 089-905-6780 E-Mail ehime-kosyo@jeed.go.jp

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/ehime/ninteikousyu.html>

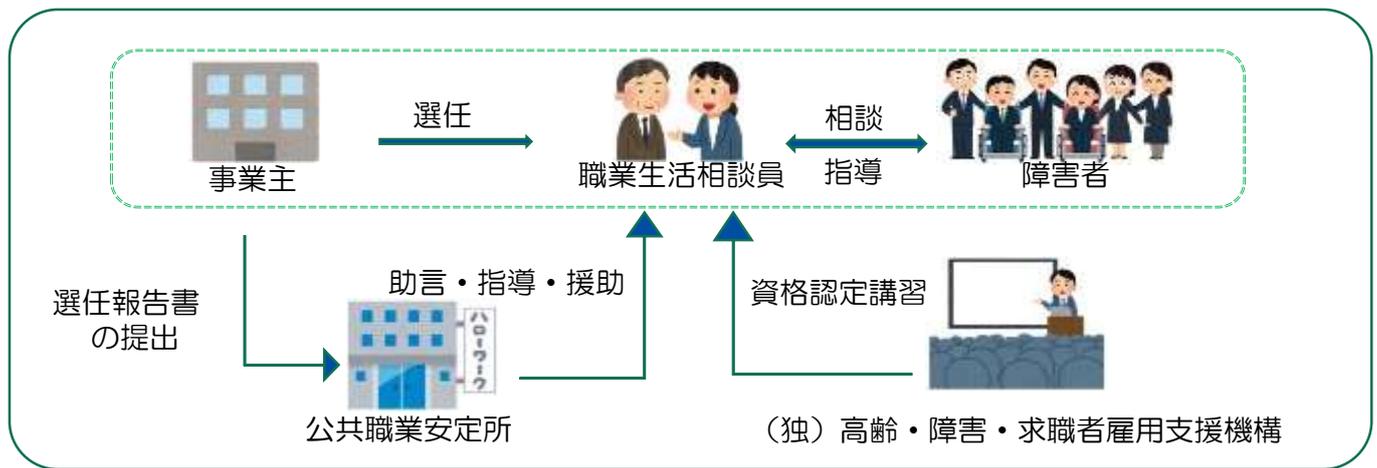
受講決定等

令和6年8月下旬に受講の可否をメールにて通知します。

※ 申込多数の場合は、法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受講者を決定するため、ご希望に添えない場合がございます。



障害者職業生活相談員のしくみ



障害者職業生活相談員の職務

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について

厚生労働省で定める資格要件

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より

1	「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る）を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校卒業後又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く）、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む）または中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む）で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
6	上記に掲げる者に準ずる者（※）

（※）「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）修了者を指します。



〒791-8044

愛媛県松山市西垣生町2184

TEL 089-905-6780

FAX 089-905-6781

URL <https://www.jeed.go.jp/>

location/shibu/ehime/

